

一、六斗五升 大豆

俵數六俵壹斗五升 此代壹貫三百文
ます八何ます也

惣以上九拾八貫八百六十六文

右皆濟被定。

永正十二年九月十一日

(隱岐前守)
統 朝
(三宅伊賀守)
俊 長

諸岡村番頭

百姓中

九月十二日。能登守護島山義元の奉行人隱岐統朝、山城祇園社寶壽院に、その卷數を贈れる謝す。

【建内文書】

一一八二

尙々毎々御祈念、公私祝着千萬候。連々可申述候。

九月五日之御札、同十日ニ拜見申候。祝着之至候。御屋形(島山義元)

に御卷數、則披露仕候。目出度頂戴之由候。尤以書狀雖

可被申候、中風氣養性之時分候之間無其候。自私心

得可申入之旨候。次女中・左馬助・彌二郎何以申聞候。是

又目出祝着之由候。尙々御祈念奉憑候計候。將又私へ御卷數一合下給候。誠以過分無極存候。委細教林坊へ令申候。定可有傳達候。萬端期後信之時候。恐々謹言。

九月十二日

寶壽院 尊報

寶壽院 御報

(隱岐前守)
統 朝
隱岐藤四郎

十二月廿六日。幕府、能登守護島山義總に、禁裏御料所鹿島郡一青莊の公用を進濟すべき命す。

【東山御文庫記錄】

一一八三

禁裏御料所能登國一青御公用百貫事、于今不京著云々、

太不可然。不可混自余之段可被存知敷。不日可被進

濟之由所被仰下也。仍執達如件。

永正十二年十二月廿六日

(松田長秀)
前丹後守 在判
(齋藤時基)
上野介 在判

島山次郎殿

丙子

紀元二一七六

正月廿六日。能登守護島山義總、鳳至郡興德寺に制札を與ふ。

【龍門寺文書】 鹿島郡

一一八四

禁制

一、甲乙人濫妨狼藉之事。

一、伐採竹木之事。

一、臨時課役停止之事。

右此條々有違亂族者、速可處罪科者也。仍下知如件。

永正十三

正月廿六日

(島山)
義 總 在判

興 德 寺

五月。蓬萊國近、鹿島郡府中山王社の鈴を作る。

【府中山王社藏鈴銘】 鹿島郡

一一八五

奉山王廿一社御鈴

蓬萊出雲守國近作

紺盛□千□永久延命昱

永正十三年五月吉日

七月十一日。幕府、山城毘沙門堂門跡がその所領能美郡能美莊湯谷村の年貢未進のことにより妙音寺領を押へたるを停む。

【古文書集】

一一八六

(毘沙) □門堂門跡領加賀國能美莊湯谷村之内、□名田地六

段年貢未進事、政所四郎左衛門尉雖申掠之、以前既凡被

出落居之一行、立却當寺領□被押置之條、太不可然。

所詮年々所務并田地等□以可被返付之。然者未進年記

本役年貢□之儀、重可有御糺明之段、被成奉書於彼

門跡□者、如元可被全領知之由所被仰下也。仍執達

如件。

永正十三年七月十一日

(諏訪長俊)
散 位 在判
(松田英教)
對馬守 在判

妙音寺

(能美郡能美庄が毘沙門堂忠承の所領なることは、文明十七年十一月廿三日の條に見えたり。妙音寺は山